

# 住宅用家屋証明申請書

※いずれか該当するものを○印で囲んでください。

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条  
特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外  
(a) 新築されたもの  
(b) 建築後使用されたことのないもの  
特定認定長期優良住宅  
(c) 新築されたもの  
(d) 建築後使用されたことのないもの  
認定低炭素住宅  
(e) 新築されたもの  
(f) 建築後使用されたことのないもの  
(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)  
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの  
(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日申請

太子町長 あて

申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

代理人	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

家屋	所在地	揖保郡太子町		番地
	建築年月日	昭和・平成・令和	年	月 日
	<small>(a)、(c)、(e)、(d)、の場合記入)</small>			
	取得年月日	平成・令和	年	月 日
	<small>(b)、(d)、(f)、(a)の場合記入)</small>			※所有権移転の日を記載
	取得原因	1 売買	2 競落	
	<small>(移転登記の場合記入)</small>			
	申請者の居住	1 入居済	2 入居予定 ( 令和 年 月 日 )	
	家屋番号			
	床面積	1階 m <sup>2</sup>	1階以外 m <sup>2</sup>	(延 m <sup>2</sup> )
	構造	造		
	区分建物の耐火性能	1 耐火又は準耐火	2 低層集合住宅	
工事費用の総額			円	
<small>(d)の(a)の場合記入)</small>				
売買価格			円	
<small>(d)の(a)の場合記入)</small>				

◆以下の欄には記入しないでください

第41条(新築) …上記(イ) - (a)、(c)、(e)、(d)	第41条(未使用取得) …上記(イ) - (b)、(d)、(f)	第42条第1項(中古) …上記(ロ)-(a)	第42条第1項(中古) …上記(ロ)-(b)
<b>【要件】</b> □自己の居住の用に供する家屋であること (併住の場合、床面積の90%を超える部分が住宅であること) □床面積50㎡以上 <b>【必要書類】</b> □次のいずれかの書類 ・「登記事項証明書」 ・「登記済証」 ・「登記完了証」 (電子申請により所在地、建築年月日、用途及び床面積が確認できるもの) ・「建築確認済証」及び「検査済証」 □「住民票」(共有名義の場合は共有者全て) □「未入居申立書」(入居予定の場合のみ)	<b>【要件】</b> □取得原因が「売買」または「競落」であること □その他の要件は「第41条新築」と同じ <b>【必要書類】</b> □次のいずれかの書類 ・「登記事項証明書」 ・「登記済証」 ・「登記完了証」 (電子申請により所在地、建築年月日、用途及び床面積が確認できるもの) ・「建築確認済証」及び「検査済証」 □「売買契約書」、 (競落の場合)「代金納付期限通知書」 □「未使用証明書」 (建築後使用されたことのない旨の証明) (直前の所有者、売買代理店、宅地建物取引業者等の証明) □「住民票」(共有名義の場合は共有者全て) □「未入居申立書」(入居予定の場合のみ)	<b>【要件】</b> □自己の居住の用に供する家屋で床面積50㎡以上であること (併住の場合、床面積の90%を超える部分が住宅であること) □次のいずれかを満たすこと 【令和4年3月31日以前に取得】 ・木造、軽重鉄骨造は建築後20年以内 ・耐火建築物(鉄骨造等)は建築後25年以内 ・築年数要件を満たしていない場合⇒「耐震基準適合証明書」 【令和4年4月1日以後に取得】 ・昭和57年1月1日以後に建築されたものであること ・築年数要件を満たしていない場合⇒「耐震基準適合証明書」 □宅地建物取引業者から取得し、建築後10年以上の家屋であること □宅地建物取引業者が取得してから再販売まで2年以内であること □建物価格に占めるリフォーム工事の総額が2割以上であること (リフォーム工事の総額が300万円を超える場合は300万円) □第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋であること (増改築等工事証明書の添付で確認) <b>【必要書類】</b> □「登記事項証明書」 □「売買契約書」 □「住民票」(共有名義の場合は共有者全て) □「耐震基準適合証明書」(築年数要件を満たしていない場合のみ) □「建築確認済証」及び「検査済証」 □「増改築等工事証明書」 (第7号工事費用が50万円を超える場合は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も添付)	<b>【要件】</b> □取得原因が「売買」または「競落」であること □次のいずれかを満たすこと 【令和4年3月31日以前に取得】 ・木造、軽重鉄骨造は建築後20年以内 ・耐火建築物(鉄骨造等)は建築後25年以内 ・築年数要件を満たしていない場合⇒「耐震基準適合証明書」 【令和4年4月1日以後に取得】 ・昭和57年1月1日以後に建築されたものであること ・築年数要件を満たしていない場合⇒「耐震基準適合証明書」 □取得後1年以内に登記。その他の要件は「第41条新築」と同じ <b>【必要書類】</b> □「登記事項証明書」 □「売買契約書」、(競落の場合)「代金納付期限通知書」 □「住民票」(共有名義の場合は共有者全て) □「耐震基準適合証明書」 (築年数要件を満たしていない場合のみ)
●「特定認定長期優良住宅」の場合 □「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写し」	●「認定低炭素住宅」の場合 □「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写し」		
●「担当権設定登記」の場合 □「金銭消費貸借契約書」の写し			

# 住宅用家屋証明書

※いずれか該当するものを○印で囲んでください。

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
    - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものであることを証明します。

家屋	所有者住所					
	所有者氏名					
	所在地	揖保郡太子町		番地		
	建築年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	
	取得年月日	平成・令和	年	月	日	※所有権移転の日を記載
	取得原因	1 売買	2 競落			
	申請者の居住	1 入居済	2 入居予定	( 令和	年	月 日)
	家屋番号					
	床面積	1階	m <sup>2</sup>	1階以外	m <sup>2</sup>	(延 m <sup>2</sup> )
	構造	造				

令和 年 月 日

兵庫県揖保郡太子町長 沖 汐 守 彦